

3年度 公文書開示（2月決定分） 人事委員会事務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R4. 1. 6	R4. 2. 25	事務分掌 年度別の内容と件数 (過去5年分)																東京都情報公開条例第6条第1項は、公文書の開示についての請求方法を定め、開示請求は、同項各号に定める事項を明らかにして行わなければならないと規定し、同項第2号では『開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項』の記載について定めている。本件開示請求においては、同号の『開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項』の記載に不備があり、開示請求に係る公文書を特定することができず、開示請求に形式上の不備があると認められたことから、同条第2項の規定に基づき、期間を定めて開示請求者に補正を求めたものの、当該期間内に開示請求者から応答がなかったため、本件開示請求を却下する。	人事委員会事務局 任用公平部総務課